

ピコグラム訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、株式会社ピコグラムが設置するピコグラム訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 このステーションは、介護保険法の規定に基づく指定訪問看護並びに指定介護予防訪問看護事業(以下「訪問看護事業」という。)を行うものとする。このステーションが行う訪問看護事業は、寝たきり老人及び在宅療養者の生活の質の確保、日常生活における能力の維持・回復を補助していくことにより在宅療養者にQOLを確保し、在宅療養者の病状に応じた適切な看護を提供し、利用者の住み慣れた地域社会や家庭で、より安定した療養生活が送られるよう支援していくことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 訪問看護事業の実施にあたっては、この訪問看護事業を通して地域の在宅医療に貢献すると同時に、医療・保健・福祉などの地域関係機関との密接な連携及び調整に努め、協力と理解をもとに適切な運営を図るものとする。

- 2 このステーションの運営にあたっては、運営会議を設置し、事業の運営に必要な事項について適時協議し、緊急の場合には柔軟に対応できる体制を整備する。
- 3 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたって、ステーションの看護職員等は、要介護又は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名称 ピコグラム訪問看護ステーション
- ② 所在地 一宮市中島通五丁目11番2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者 看護師1名(常勤)
管理者は、訪問看護師を兼務し、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
- ②訪問看護師・・・常勤換算方法で2.5人以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- ③訪問理学療法士・訪問言語聴覚士・・・1人以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- ① 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した訪問看護指示書等を踏まえ、居宅サービス計画書の内容に沿って看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。

- ② 利用者または家族からステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- ③ 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから関係諸機関に調整などを求め対応する。

(事業の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄など日常生活の世話
- ③ 褥瘡の予防・処置、その他の看護技術の提供及び指導
- ④ リハビリテーション
- ⑤ ターミナルケア、痴呆症患者の看護、難病患者の看護
- ⑥ 療養生活や介護方法の指導
- ⑦ カテーテルなどの交換・管理
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

(緊急時などにおける対処方法)

第9条 看護師などは、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師などは、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、一宮市及び稲沢市の地域とする。

(利用料等)

第11条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、サービス報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 第10条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 500円
- 3 その他の利用料について、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額することができる。

(記録の記載と整備)

第12条 ステーションは、訪問看護事業の状況を適正に把握するために必要な記録を作成、整備し、その保存期間はサービス提供の完結日から5年間とする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、株式会社ピコグラムが定めるものとする。

第14条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設(事業所)における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設(事業所)における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 施設(事業所)において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年11月 1日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から実施する。

この規程は、平成25年11月1日から実施する。

この規程は、平成26年1月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年2月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年5月1日から実施する。

この規程は、平成30年6月1日から実施する。

この規程は、平成31年6月1日から実施する。

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

この規程は、平成3年9月1日から実施する。

この規程は、令和1年6月1日から実施する。

この規程は、令和2年6月1日から実施する。

この規程は、令和6年6月1日から実施する。